⑹　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者でないこと。

⑻　千葉ニュータウン事業本部発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑼　平成14年度以降に、元請として施工を完了したもののうち、すべての構成員が次の条件①の工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　街渠築造（U型側溝等の設置）工事及び舗装工事を含む道路整備工事で施工延長700m以上の工事

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という）を、構成員それぞれが当工事に専任で配置できること。

①　平成14年度以降に、担当技術者（１級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、下記に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。

また、配置予定技術者の実績工事における従事期間は、下記に掲げる工事の数量条件を満たす従事期間であること。

・街渠築造（U型側溝等の設置）工事及び舗装工事を含む道路整備工事で施工延長700m以上の工事

すべての構成員が配置する技術者が上記条件工事の施工実績を有すること。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者）
・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただしその場合、共同企業体の各構成員について、それぞれ３名を限度とする。

⑾　当機構が関東地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）において、平成22年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、下記の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑿　低入札価格調査対象となった場合には、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者１名以上を追加配置すること。なお、追加配置技術者は監理技術者証を有するものとする。（共同企業体の場合は、どちらかの構成員から１名以上）

⒀　次に掲げる基準を満たす実施設計の管理技術者を当該工事に配置できること。

シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の資格保有者（道路部門）あるいは技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設部門））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

また、管理技術者は、契約書第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

⒁　共同企業体の競争参加資格審査申請等

①　登録申請　本工事の競争入札に参加を希望し、４⑶の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）を提出しなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

・提出期間　平成25年１月24日（木）から平成25年２月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで（提出日時は、事前予約すること）
・提出場所　〒270―1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チーム　電話0476―46―8908
・提出方法　持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照）申請書及び資料の提出は、「特定ＪＶ登録申請書等」を受領した日から水曜日を経過した日（木曜日）より提出できる。なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⒂　共同企業体の構成基準

①　構成員の数及び組合せ　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争指名競争参加資格について、上記２⑵に示す認定を受けている者どうし２社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

イ　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ハ　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　出資比率　各構成員の出資比率は30%以上とする。

④　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⑤　経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

⒃　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⒄　その他

①　共同企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

②　⒂②に該当する工事経歴書を添付すること。